

河内長野市ネーミングライツ事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、河内長野市有料広告掲載事業に関する基本要綱（平成21年河内長野市要綱第10号。以下「基本要綱」という。）第14条の規定に基づき、本市が保有する公共施設等（以下「市有施設」という。）の愛称を命名する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を民間の法人又は団体等（以下「パートナー」という。）に付与することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 この要領において、ネーミングライツ事業とは、基本要綱第2条第1項第2号に規定する広告事業として、本市がパートナーとの契約により、市有施設の名称等に、企業名、商品名等を冠した愛称を命名する権利を付与し、当該パートナーからその対価を得て、市有施設の運営維持及び利用者のサービス向上を図り、市有施設の良い運営に資することをいう。

2 ネーミングライツ事業により市が得た対価については、市有施設の運営及び管理に要する費用の一部に充てるものとする。

3 市は、ネーミングライツ事業の契約期間中は、市有施設の愛称を使用するものとする。ただし、法令等（本市の条例等を含む。以下同じ。）に規定されている当該市有施設の名称（以下「正式名称」という。）については変更しないものとし、必要に応じて正式名称を使用することができるものとする。

(規制業種又は事業者等)

第3条 次の各号に定める業種又は事業者等は、ネーミングライツ事業のパートナーになることはできない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他の類似する業種
- (2) 消費者金融に関する業種
- (3) ギャンブルに関する業種（当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）に規定する宝くじに係るものは除く。）
- (4) 法律に定めのない医療類似行為を行う業種
- (5) 私的な秘密事項の調査に関する業種
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手続中の事業者
- (7) 国税又は地方税を滞納している事業者
- (8) 各種法令に違反している事業者
- (9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (10) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）の規定による処分を受けている団体又は当該団体若しくはその役職員若しくは構成員の統制下にある者を含む団体等
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う事業者
- (12) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されている事業者

(13) 河内長野市建設工事等指名停止要綱（平成１３年河内長野市要綱
第５１号）に基づく指名停止を受けている事業者

(14) 前各号に掲げるもののほか、市長がネーミングライツ事業のパート
ナーとして適当でないと判断した業種又は事業者
(ネーミングライツの付与期間)

第４条 ネーミングライツを付与する期間は５年以内とし、施設の特性、
管理、運営形態等に応じてパートナーと協議の上、その期間を決定する
ことができる。

(愛称の範囲)

第５条 ネーミングライツ事業による愛称は、市有施設にふさわしいもの
であって、親しみやすさ、呼びやすさ等の視点から市民及び利用者の理
解が得られるものとし、基本要綱第３条第１項各号のいずれにも該当し
ないもので、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 日本語又は英語（アルファベット）により表記可能なこと。ただし、
企業ロゴ、マーク等については、この限りでない。

(2) 第三者の商標権、著作権等の知的財産権を侵害するおそれがないこ
と。

(3) 市民及び利用者の誤解を招くおそれがないこと。

(費用負担)

第６条 ネーミングライツ事業の導入に伴う市とパートナーの費用負担の
区分は、別表のとおりとする。

(募集)

第７条 市は、ネーミングライツ事業の募集に当たっては、市有施設ごと

に命名権料その他ネーミングライツ事業に必要な事項について定めた募集要項を作成し、ホームページ等への掲載その他の方法により行うものとする。

(応募)

第8条 ネーミングライツ事業に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、河内長野市ネーミングライツ事業応募申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(審査)

第9条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、河内長野市ネーミングライツパートナー優先候補者選定審査会（以下「審査会」という。）の審査に付するものとする。

2 審査会は、提出された書類に基づきネーミングライツ事業の実現性、業務実績、信頼性その他の条件について総合的に審査を行い、ネーミングライツ事業のパートナーとして採用することの適否及び順位を決定し、市長に報告するものとする。

3 審査会は、市有施設において指定管理者による管理が行われており、当該指定管理者がネーミングライツ事業に応募したときは、当該指定管理者を優先候補者として選定することができる。

(決定及び通知)

第10条 市長は、前条第2項の規定による審査結果に基づき、ネーミングライツ事業の応募に対する採用の可否及び優先候補者を決定するものとする。この場合において、市長は、優先候補者に対し、河内長野市ネーミングライツ事業優先候補者決定通知書（様式第2号）により通知

し、当該優先候補者と契約に係る必要事項について協議を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による協議が整わなかったときは、次点順位の応募者と協議を行うことができるものとする。

3 市長は、次点順位及びその順位以降の応募者に対し、河内長野市ネーミングライツ事業審査結果通知書（様式第3号）により審査結果を通知するものとする。

（契約）

第11条 市長は、前条に規定する協議が整ったときは、当該パートナーとネーミングライツ事業に関する契約を締結するものとする。

（命名権料の納付）

第12条 前条の規定により契約を締結したパートナーは、市長が発行する納入通知書により命名権料を年度ごとに当該年度分を一括で納入しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（命名権料の返還）

第13条 市長は、パートナーの責めに帰さない理由により契約を解除したときは、既納の命名権料を当該パートナーに返還するものとする。

2 前項の規定により返還する命名権料は、納付された命名権料から契約解除を行うまでの期間（1月に満たないときは1月とする。）分を差し引いた月割で返還するものとする。

（契約の解除）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除す

ることができる。

(1) 指定する期日までに命名権料の納入がないとき。

(2) パートナーが法令等の規定に違反したとき。

(3) パートナーが第3条各号及び基本要綱第3条第1項各号に該当したとき。

(4) パートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

(5) 市とパートナーとの合意により契約を解除するとき。

2 市長は、前項の規定により契約を解除したときは、河内長野市ネーミングライツ事業契約解除通知書（様式第4号）によりパートナーに通知するものとする。

3 パートナーは、第1項の規定により契約を解除されたときは、市に対し、既納の命名権料の返還及び被った損害を請求することができない。ただし、同項第5号の規定により契約を解除する場合で、市とパートナーが合意した場合は、この限りでない。

（次回の契約）

第15条 第11条の規定により契約を締結したパートナー（前条の規定により契約を解除した場合を除く。）は、次回の契約に際して優先的に交渉することができるものとする。

（教育委員会施設の特例）

第16条 市長は、教育委員会が所管する市有施設について第9条第1項の規定に基づき審査に付すときは、あらかじめ教育委員会に意見を聴くものとする。

(その他)

第 17 条 この要領に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第6条関係）

費用負担の区分	市	パートナー
命名権料の支払		○
敷地内外の表示の変更（施設看板、道路標識、電算システム等）（※1）		○
契約期間満了後（契約解除を含む。）の原状回復費用		○
契約締結後に作製するパンフレット、封筒等の市の印刷物や市ホームページの表示変更（※2）	○	

（※1） 敷地内外の表示の変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行う。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含め市や関係機関と協議の上、決定する。なお、屋外への愛称看板設置については、大阪府屋外広告物条例（昭和24年大阪府条例第79号）等の関係法令を遵守するものとする。

（※2） 残部数や切替え時期などを考慮し、協議の上、決定する。